

土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付要領

制定 令和3（2021）年4月1日 生振第41号

（趣旨）

第1条 県の交付する土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36（1961）年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金	園芸大国とちぎづくりの実現に向け、これまで進めてきた露地野菜の産地づくりを加速化し、競争力のある大規模な産地（以下「園芸メガ産地」という。）に育成する。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、土地利用型園芸メガ産地育成事業実施要領（令和3（2021）年4月1日付け生振第41号。以下、「実施要領」という）に基づき行う土地利用型園芸メガ産地育成事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、実施要領に基づき行う土地利用型園芸メガ産地育成事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内 市町村が補助する場合には、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の2分の1を限度とする。	市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付申請書	土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長（ただし、欄外※に掲げる者が実施する事業（以

成事業 費補助 金							下、「直接申請事業」という)にあつては知事)が別に定める日
-----------------	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

※事業実施地区が複数農業振興事務所の範囲に及ぶ事業実施主体

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)に報告し、その指示を受けること。
- (4) 農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利用型園芸メガ産地育成事業	土地利用型園芸メガ産地育成事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興事務所長(ただし、直接申請事業にあつては知事)が別に定める日

費補助 金							
----------	--	--	--	--	--	--	--

(実績報告)

第 8 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金 の名称	提出すべき申 請書の名称	様式	部数	申請書に添付す べき書類の名称	様式	部数	提出期限
土地利 用型園 芸メガ 産地育 成事業 費補助 金	土地利用型園 芸メガ産地育 成事業実績報 告書	規則の 別記様 式第 2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式 1 2 様式 2	1 1	農業振興事務所 長(ただし、直接 申請事業にあつ ては知事)が別に 定める日

(補助金の請求)

第 9 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

補助金 の名称	提出すべき申 請書の名称	様式	部数	申請書に添付す べき書類の名称	部数	提出期限
土地利 用型園 芸メガ 産地育 成事業 費補助 金	土地利用型園 芸メガ産地育 成事業費補助 金交付請求書	規則の 別記様 式第 4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興事務所 長(ただし、直接 申請事業にあつ ては知事)が別に 定める日

(帳簿の備付等)

第 10 条 規則第 23 条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(その他)

第 11 条 この要領のほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日付け生振第 41 号)

- 1 この要領は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

規則の別記様式第 1

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様
※知事申請事業の場合
栃木県知事 様

市 町 村 長 名
※知事申請事業の場合
住 所
名 称
代表者名

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付申請書

令和 年度において土地利用型園芸メガ産地育成事業について、土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 円を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

(添付資料)

- ・ 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金実施計画書 (様式 1)
- ・ 収支予算書 (様式 2)

規則の別記様式第 2

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様
※知事申請事業の場合
栃木県知事 様

市 町 村 長 名
※知事申請事業の場合
住 所
名 称
代表者名

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日栃木県指令 第 号で土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金の交付の決定の通知のあった土地利用型園芸メガ産地育成事業費について、栃木県補助金等交付規則第 11 条（又は第 13 条）の規定により、その状況（又は実績）を、関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 状況報告書（様式 4）

又は
1 事業実績報告書（様式 1）
2 収支精算書（様式 2）

（軽微な変更があった場合においては、変更前と変更後を明確に区分できるように二段書きとし、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載すること。）

規則の別記様式第4

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付請求書

金 円

令和 年 月 日栃木県指令 第 号で額の確定の通知があった
令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木
県補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

年 月 日

農業振興事務所長 様

（※知事申請事業の場合）
栃木県知事 様

市 町 村 長 名

（※知事申請事業の場合）
住 所
名 称
代表者名

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行	支店
	口 座 名 義 人		
	口 座 番 号	当 座 ・ 普 通	

※ 添付書類 交付決定通知書の写し、額の確定通知書の写し

規則の別記様式第4（概算払の場合）

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定の通知があった
令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金について、年度内予定事業遂行にあ
たり必要があるので、上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第19条の規
定により請求します。

年 月 日

農業振興事務所長 様

（※知事申請事業の場合
栃木県知事 様）

市 町 村 長 名

（※知事申請事業の場合
住 所
名 称
代表者名）

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行	支店
	口 座 名 義 人		
	口座番号	当 座 ・ 普 通	

※ 添付書類 交付決定通知書の写し、実施状況報告書

(様式1)

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金事業計画(実績)書

市町村名: _____

第1 総括表

No	事業実施主体	事業実施地区	事業の対象 作物名	受益面積 (ha)	事業内容(構造・規格・能力等)及び規模・台数	総事業費 (円)	負担区分			備考
							県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	
合計										

※1 事業の実施地区は、施設・機械等を整備する場所の所在する市町村名を記入する。

※2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

※3 知事申請事業の場合は、市町村費の欄を事業主体費に変更し記入すること。

第2 経費の配分

区分	事業費(円) A+B+C	補助事業に要する(した)経費(円) A+B	負担区分			備考
			県費(円) A	市町村費(円) B	その他(円) C	
土地利用型園芸メガ産地育成事業						
合計						

※1 市町村長を経由せずに農業振興事務所に事業計画(実績)書を提出する場合、補助事業に要する(した)経費は、A+B+Cとすること。

※2 知事申請事業の場合は、市町村費の欄を事業主体費に変更し記入すること。

第3 事業完了予定(または予定)年月日: 令和 年 月 日

第4 個別事業の実施計画(実績)

第5 添付資料: 実施(出来高)設計書、位置図、カタログ、組織の規約・同意書、施設・機械の利用規程、利用計画等

(様式2)

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金収支予算(精算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金					
市町村費					
その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
土地利用型園芸メガ産地育成事業					
合計					

様式 3

番 号
年 月 日

農業振興事務所長 様
※知事申請事業の場合
栃木県知事 様

市 町 村 長 名
※知事申請事業の場合
住 所
名 称
代表者名

令和 年度土地利用型園芸メガ産地育成事業費変更承認申請書

令和 年 月 日付け栃木県指令第 号をもって補助金交付決定通知のあった当該事業について下記のとおり変更したいので、土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付要領第 6 条の規定に基づき申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更事業計画及び変更経費の配分

様式 1 及び様式 2 によるものとし、変更前と変更後を明確に区分できるように二段書きとし、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載すること。)

